

令和4年度前橋市青少年支援センター運営協議会

令和4年10月4日（火）

午後3時00分～午後4時45分

前橋市総合福祉会館1・2会議室

次 第

進 行

青少年支援センター所長

1 開 会

2 あいさつ

前橋市教育委員会教育長

3 自己紹介

4 報 告

(1) 令和3年度における取組と令和4年度の活動状況について

①補導活動

②被害防止活動

③問題行動の防止と早期発見・早期対応

④不登校対策

⑤いじめ対策

⑥その他

(2) その他

5 協 議

【テーマ】

「児童生徒に、自らの感情を適切に表現したり、コントロールしたりする力を身に付けさせるために、大人としてできることは何か」

6 閉 会

令和4年度青少年支援センター運営協議会委員（50音順敬称略）

No.	氏名	所属	役職
1	相澤 克也	前橋東地区職場警察連絡協議会	会長
2	赤田豊志郎	公募	
3	家崎 桂吾	前橋市医師会	副会長
4	岡 すみ子 (中澤江美子)	前橋地区更生保護女性会	会長 (副会長)
5	金井 君子	前橋東警察署少年補導員連絡会	会長
6	神谷 努	前橋警察署少年補導員連絡会	会長
7	小菅 恵子	前橋市PTA連合会	家庭教育代表幹事
8	関口 一男	前橋市小中学校補導委員会	会長
9	田村 浩之	前橋地域高等学校生徒指導主事会	会長
10	津田 征一	前橋警察署	生活安全課長
11	角田 和幸	公募	
12	角田 雄二	前橋市防犯協会	会長
13	藤井 福雄	前橋市青少年育成推進員連絡協議会	会長
14	松井 礼子	前橋市青少年支援センター補導員会	会長
15	三浦 由香	群馬県中央児童相談所	家庭支援係長
16	茂木 瑞穂	前橋市青少年健全育成会連絡協議会	会長
17	山田 純寛	前橋東警察署	生活安全課長
18	和田 徹	前橋少年鑑別所	首席専門官

令和4年度 前橋市教育委員会・事務局

No.	氏名	役職
1	吉川真由美	教育長
2	都所 幸直	指導担当次長
3	相原 吉次	学校教育課長
4	内山 崇	青少年課長
5	宇次 明	青少年課副参事兼育成係長
6	安藤 尚	青少年課長補佐兼青少年支援センター所長
7	藤井 俊樹	青少年支援センター副主幹兼指導主事
8	鈴木 才樹	青少年支援センター副主幹兼指導主事
9	井上 剛文	青少年課いじめ対策室副主幹兼指導主事
10	吉井芳世子	青少年課いじめ対策室SSW

前橋市青少年支援センター運営協議会要綱

(要 旨)

- 第1 この要綱は、前橋市青少年支援センター規則（平成21年前橋市教育委員会規則第14号）にもとづき、前橋市青少年支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織運営について定める。
- 2 協議会は、教育長の諮問に応じ、支援センターの事業の企画、運営及び実施について協議する。

(委 員)

- 第2 協議会の委員は、青少年支援センターの事業に関係ある機関の職員、団体代表及び一般市民のうちから、教育長が委嘱する。
- 2 協議会の委員は20名以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役 員)

- 第3 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選とする。

(役員の仕事)

- 第4 会長は協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会 議)

- 第5 協議会の会議は会長が招集する。

(その他)

- 第6 その他協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(附 則)

- この要綱は平成12年7月1日から施行する。
- この要綱は平成21年4月1日から施行する。